

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 美熊野福社会

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 障害福祉・児童福祉サービス・障害福祉サービス指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人の施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で

個々に応じた丁寧な対応をします。

- ④ 利用の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討をします。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に施設の方針を説明します。施設は、利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、施設での支援の方向性を提案することで、身体的拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた組織体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を各施設に設置します

① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は、6ヶ月に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催します。委員会を開催した場合、議事録を作成します。拘束実施に至った場合は、議事録を2年間保存します。

緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合等）は、現場職員より施設長等に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催。委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、意見を盛り込み検討します。

③ 身体拘束適正化検討委員会の構成

委員会は、次に掲げる者で基本的に構成する。尚、施設により多少異なる場合もある。

- ・施設長
- ・支援課長
- ・支援副課長
- ・サービス管理責任者
- ・生活支援員
- ・看護師（施設に配置されている場合）

・その他、施設長が必要と認める者

以上をもって組織し、委員会の委員長は施設長とし、施設長不在の場合は支援課長がその職務を代理する。

4. 身体拘束廃止・改善のための職員研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行について職員研修を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年1回）の実施
- ② 新任者に対する身体的拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

5. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

〈 社会福祉法人美熊野福祉会における身体拘束禁止の具体的な行為 〉

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 徘徊、転落しないよう車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。② 自分で降りられないようにサイドレールで囲む。③ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。⑤ 車椅子、椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。⑥ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。⑦ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。⑧ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。⑨ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。⑩ 注射や採血等の際に、健康上止むを得ず職員で体を押さえつける。 |
|---|

① 身体拘束適正化検討委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化のための検討委員会を中心として、当委員会の構成メンバーが集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、

期間等について検討し本人・家族に対する説明書（別紙1）を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

④ 身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

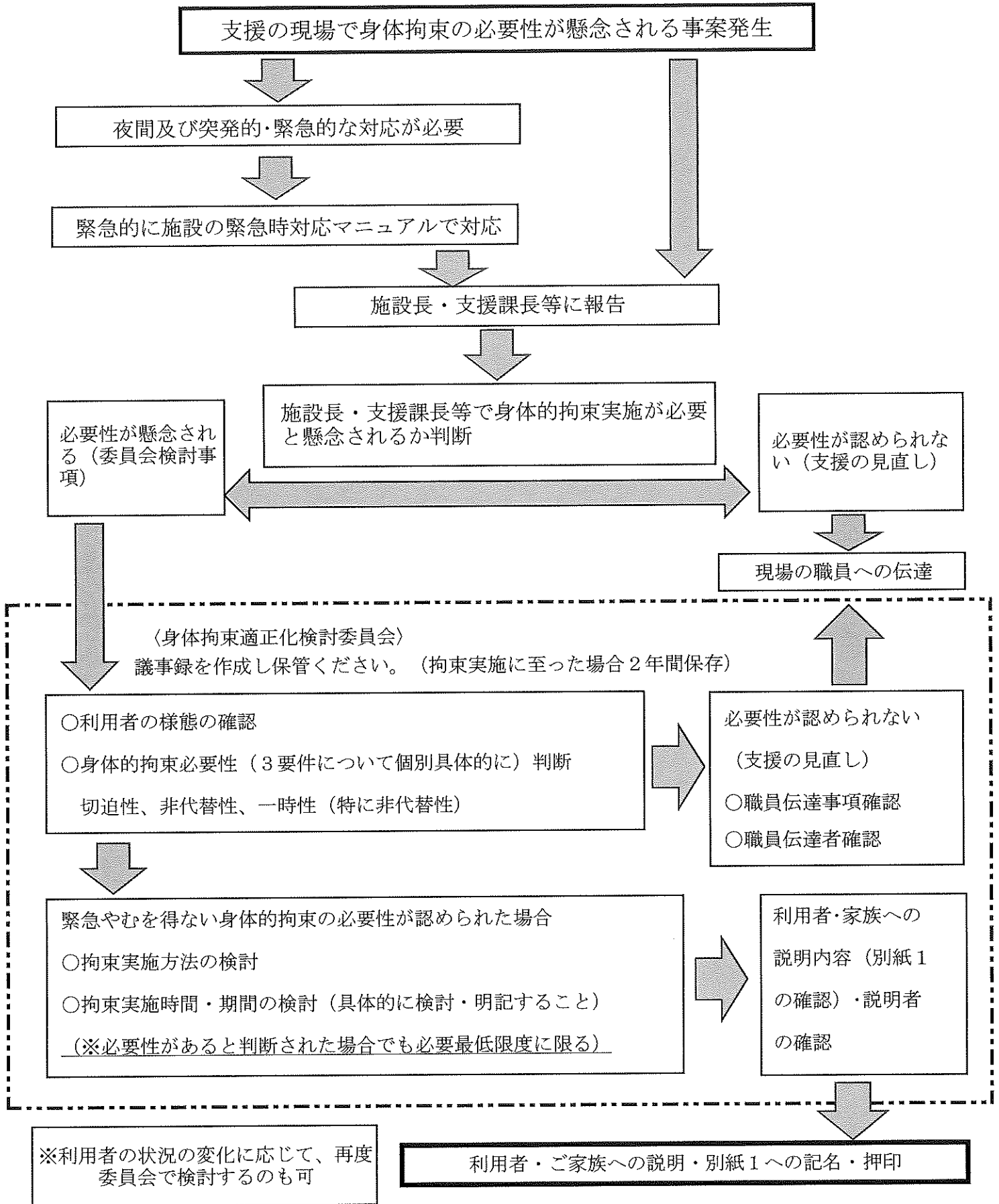
6. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。

【社会福祉法人美熊野福祉会 身体拘束適正化対応フロー図】



緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法と時間において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	から まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

代 表 者

Ⓔ

記 録 者

Ⓔ

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

Ⓔ

(本人との続柄

)